

議案第 22 号

三朝町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 7 年 3 月 10 日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 7 年 3 月 22 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和 48 年三朝町条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「町内に住所を有する者」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 三朝町内に住所を有するもの。ただし、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 に規定する施設への入所措置が採られたため三朝町内に住所を有するに至った被保険者であって、当該措置が採られた際現に他の市町村内に住所を有していたと認められるものを除く。
- (2) 国民健康保険法第 116 条の 2 に規定する施設への入所措置が採られたため、他の市町村内に住所を有するに至った被保険者であって当該措置が採られた際現に三朝町内に住所を有していたと認められたもの

第3条第1項中「入院時の食事の療養に係る費用を除くものとし、」を削り、「控除した額とする」を「控除した額」に改める。

別表第4号中「義務教育終了前の児童（15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以降引き続いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在籍する児童を含む）」を「児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう）」に、「扶養している義務教育終了前の」を「扶養している」に改め、同表第5号中「3歳未満」を「4歳未満」に改める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

市長 田 安 長 伊 藤 三

市長 田 安 長 伊 藤 三

市長 田 安 長 伊 藤 三

市長 田 安 長 伊 藤 三

市長 田 安 長 伊 藤 三

市長 田 安 長 伊 藤 三

市長 田 安 長 伊 藤 三

市長 田 安 長 伊 藤 三

市長 田 安 長 伊 藤 三

市長 田 安 長 伊 藤 三

市長 田 安 長 伊 藤 三

市長 田 安 長 伊 藤 三

市長 田 安 長 伊 藤 三

市長 田 安 長 伊 藤 三

市長 田 安 長 伊 藤 三

市長 田 安 長 伊 藤 三